

○ 都道府県調整交付金配分ガイドラインの改正要点

1 1号交付金の基本的考え方について

保険財政共同安定化事業（以下、「共同事業」という。）の拡大にともない、

- (1) 期待されている財政調整機能の発揮するように、1号交付金の調整方法を検討する必要がある。
- (2) 被保険者の所得が低く負担が大きい保険者に対して、2号交付金による激変緩和措置に加えてさらなる負担調整が必要と考えられる場合の調整として、医療費（給付費）水準・所得水準等に応じた調整方法を活用することも考えられる。
ことが明記された。

2 共同事業の拡大に伴う調整について

- (1) 所得割の導入による拠出方法の変更と1号交付金による所得水準等に応じた調整方法は、いずれも同じ都道府県内の財政調整が目的であることから、共同事業の拡大に伴い新たに導入する場合には、いずれかを選択的に導入することが考えられる。
- (2) 1号交付金による所得水準等に応じた調整は、所得割の導入に比べて柔軟かつきめ細かな調整が可能であることを踏まえて、1号交付金による調整を優先的に選択することが考えられる。
ことが明記された。

3 2号交付金の具体的内容について

- (1) 共同事業の拡大に伴う拠出超過に対応するための激変緩和措置を講ずることが明記された。
- (2) なお、具体的メニュー例の中に、具体的に、当該拠出超過額と共同事業の交付金額の1%相当額との差額を補てんすることが考えられる（平成26年度までの間は、従前どおりで3%相当額）、と示された。

4 1号交付金と2号交付金の割合について

- (1) 国保法の改正による都道府県調整交付金の増額は、共同事業の拡大の円滑な推進等を目的としていることを勘案し、1号交付金は給付費等の6%程度、2号公金は給付費等の3%程度とすることが考えられることが明記された。
- (2) なお、従前どおり、市町村の意見を踏まえ、検討すべきものとされている。
- (3) また、共同事業の拡大は、平成27年度から実施であることから、平成24年度に増額した都道府県調整交付金は（給付費等の2%）については、2号交付金と位置付けつつ、平成26年度までの間は1号交付金と同用に交付することが可能であることが明記された。

○ 広域化等支援方針策定要領の改正要点

1 制度改正との関係について

国保法の改正により、平成 27 年度から共同事業が全ての医療費に対象を拡大することから、

- (1) 平成 26 年度までの間は、全ての医療費を対象にした場合の試算を行うなど、共同事業を円滑に拡大するための準備を中心に策定すること
- (2) 平成 27 年度以降は、共同事業が全ての医療費を対象としていることを前提として、その円滑な実施やその他の広域化のための取組みについて策定することが考えられる。
ことが明記された。

2 策定・公表等について

国保法の改正により共同事業が拡大することに伴い、支援方針では、拠出方法を定めることになる（平成 26 年度までの間は、対象医療費の拡大を定めることができる）ことが明記された。

3 保険財政共同安定化事業について

- (1) 平成 26 年度までの間は、全ての医療費を対象にした場合の試算を行うなど、対象医療費を円滑に拡大するための準備を中心に策定する。
- (2) 拠出方法については、医療費実績割の割合を引き下げるほど都道府県単位での保険料の平準化が進むものであるが、地域の医療費（給付費）の格差等の実態を踏まえて拠出方法の見直しを行う。
- (3) なお、従前は、「医療費実績割の割合を引き下げることにより保険料の平準化が進むので、基本的にはこれらの方向で見直しを行うこと」とされていたが、この記載は削除された。
- (4) その一方で、1 号交付金による所得水準等に応じた調整方法との選択的な導入と 1 号交付金による調整を優先的に選択することが考えられる。
ことが明記された。